

院内保育所の保育料負担区分表 医療職給料表(1)～(3)

利用者負担の所得階層区分の決定は、市民税所得割課税額を基に区分します。

税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄附金控除等）は適用されません。

- ・4～8月分は令和元年度市民税課税額～令和元年5月に発行された納税通知書等（特別徴収額の決定など）をご確認ください
- ・9～3月分は令和2年度市民税課税額～令和2年度（予定）に発行される納税通知書等をご確認ください。
（6月の賦課決定後に9月分からの利用料の見直しを行います）

◎ 基本保育・150時間保育の月額保育料は、下記の表のとおりです。

（単位：円）

階層区分	定義	基本保育(月額)		150時間保育(月額)	
		3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児以上
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 第1子 2子目以降	8,000	5,000	4,800	3,000
第3	市民税所得割課税額 48,600円未満	8,800	14,500	5,300	8,700
第4	市民税所得割課税額 97,000円未満	13,500	24,000	8,100	14,400
第5	市民税所得割課税額 169,000円未満	20,000	37,000	12,000	22,200
第6	市民税所得割課税額 301,000円未満	27,300	37,000	16,400	27,000
第7	市民税所得割課税額 397,000円未満	36,000	37,000	21,600	27,000
第8	市民税所得割課税額 397,000円以上	36,000	37,000	21,600	27,000

◎ 母子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯の場合は、下記の表により計算することとなります。

（単位：円）

階層区分	基本保育(月額)		150時間保育(月額)	
	3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児以上
第2	0	0	0	0
第3	4,000	2,500	2,400	1,500
第4 (市民税所得割課税額 77,101円未満)	4,000	2,500	2,400	1,500

◎保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援等（以下「保育所等」とします）を利用しているきょうだいがいる場合は、下記の表により計算することとなります。

ア 保育所等を利用している児童のうち、年長者（該当者が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。）	保育料負担区分表に定める額
イ 保育所等を利用している児童であって、ア以外の児童のうち、年長者（該当者が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。）	保育料負担区分表の2分の1の額
ウ 保育所等を利用している児童であって、ア、イ以外の児童	無料

◎上記の表中第2階層から第4階層（市民税所得割課税額57,700円未満）の世帯は、下記の表により計算することとなります。

A 第1子の児童	保育料負担区分表に定める額	
B 生計を一にする兄弟姉妹がいて、第2子の児童	母子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯	無料
	上記以外の世帯	保育料負担区分表の2分の1の額
C 生計を一にする兄弟姉妹がいて、第3子以上の児童	無料	

◎一時保育の保育料は、下記の表のとおりです。

(単位：円)

	3歳児未満	3歳児以上
滝川市立病院院内保育所のみ利用	1,000 / 回	2,000 / 回
保育所等と併用利用	1,000 / 回	1,000 / 回

◎それ以外の費用は、下記の表のとおりです。

(単位：円)

延長保育料	100 / 回
補食	100 / 回
夕食	400 / 回
給食費	1,600 / 月

※給食費は3歳児以上が対象（ただし、一時保育の利用者は除く）